

いじめ防止対策推進法に基づく本県の取組について

1 いじめ防止基本方針等

【国】「いじめ防止対策推進法」平成 25 年 9 月 28 日施行

「いじめの防止等のための基本的な方針」平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定
平成 29 年 3 月 14 日改定

【県】「鹿児島県いじめ防止基本方針」平成 26 年 3 月 20 日策定，平成 29 年 10 月 6 日改定

- | | |
|------------------|----------------------------|
| ○ いじめの防止 | ○ いじめの防止等のために県が実施する施策 |
| ○ いじめの早期発見 | ○ 県立学校いじめ防止基本方針の策定 |
| ○ いじめへの対処 | ○ 県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 |
| ○ 教職員の資質向上 | ○ 県立学校におけるいじめの防止等に関する措置 |
| ○ 地域や家庭，関係機関との連携 | ○ 重大事態への対処 |

【基本認識】「1 件でも多く発見し，それらを解消する」

【市町村】「地方いじめ防止基本方針」（市町村）全市町村策定済み

【学校】「学校いじめ防止基本方針」（各学校）全校策定済み

【国】「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」平成 29 年 3 月

2 いじめの未然防止

(1) 道徳教育

学習指導要領では，道徳科において，「善悪の判断，自律，正直，誠実，親切，思いやり，友情，信頼，相互理解，寛容，公正，公平，社会正義，家族愛，集団生活の充実，生命の尊さ，よりよく生きる喜び」等取り扱うこととされており，各学級において，答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え，考え，議論する道徳への取組が行われている。

(2) いじめ問題子供サミット（H27～毎年 12 月に実施）

県内の児童生徒がさまざまな活動を通して交流し，主体的に議論し合う取組などを通して，いじめの防止について地域や校種を超えて共に考えさせる。

R 3	<p>参加者：小・中・高校・特別支援学校の児童生徒（219 人） 保護者・教職員・一般・行政 等（102 人）</p> <p>主な活動：各地区代表によるいじめ防止への実践発表 参加型体験学習及びディスカッション</p> <p>広 報：サミットの様子をまとめたリーフレットを作成し，小・中・義務教育学校，高等学校，市町村教委，PTA 連合会等に配布。</p>
R 4	<p>参加者：小・中・高校・特別支援学校の児童生徒（358 人） 保護者・教職員・一般・行政 等（78 人）</p> <p>主な活動：各地区代表によるいじめ防止への実践発表 参加型体験学習及びディスカッション</p> <p>広 報：サミットの様子をまとめたリーフレットを作成し，小・中・義務教育学校，高等学校，市町村教委，PTA 連合会等に配布。</p>

(3) いじめ問題を考える週間（全校実施）

学期始めに、すべての公立学校の全学級において、いじめ問題に関する授業を実施し、児童生徒にいじめは絶対に許されない行為であること、絶対に自ら命を絶ってはならないこと等を伝えることにより、いじめ問題の解決を図る。

実施時期：1学期，2学期（前期，後期）のできるだけ早い時期の1週間

- 主な取組：
- ・ 児童生徒の活動（いじめ根絶宣言の提言，ポスター・標語作成）
 - ・ SNS等利用の際の危険性についての指導
 - ・ いじめの問題等に関する校内研修
 - ・ PTAの会議等で保護者に対し，学校の取組を周知
 - ・ いじめ問題や生命尊重授業

(4) いじめ対策必携

いじめ問題の理解と適切な対応の在り方についてまとめた教師用冊子

- R2：全教職員配付
- R3・4：初任者のみ配付
- Webにてダウンロード可

(5) いじめ対策リーフレット

いじめ問題の理解と適切な対応の在り方についてまとめた家庭用リーフレット

- R3：新中学1年生保護者に配付
- R4：必要に応じてWebダウンロードにて配付

3 いじめの早期発見

(1) 学校生活アンケート

- ・ 「児童生徒のいじめの実態調査」アンケート（H24年度作成）
- ・ アンケート様式の改善及び「アンケートの手引き」の作成（H30年度～）
- ※ 児童生徒の状況をよりきめ細かく把握できるよう様式を改定し，年5回以上の実施を指導している。
- ・ その他，児童生徒の状況を把握するツール
学校楽しいと，SNSチェックシート，ソーシャルスキルシート

(2) いじめの相談窓口

- かがしま教育ホットライン24（H19～）

全国統一フリーダイヤル	0120-0-78310	なやみいおう
固定電話専用フリーダイヤル	0120-783-574	なやみつこなし

いじめ問題等に悩む児童生徒や保護者が，いつでも相談できるよう夜間・休日を含めた24時間対応可能な相談体制の整備を行い，いじめ問題の早期解決を図る。

○ SNSを活用した相談・通報事業（R元年度～）

相談アプリ又はウェブサイトによる、双方向のやりとり等を通し、児童生徒の悩みの解決を図る。

R 3	実施期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日 対象者：約77,400人（公立の中学校、高校、特別支援学校の生徒） 対応結果：SNS相談395件，SNS通報32件（3月末まで）
R 4	実施期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日 対象者：約76,500人（公立の中学校、高校、特別支援学校の生徒） 対応結果：SNS相談220件，SNS通報26件（11月末まで）

(3) 学校ネットパトロール（H25年度～）

学校非公式サイト等への問題のある書き込みや画像について監視し、学校等へ情報を提供するなど、ネットいじめ防止対策を推進する。

R 3	実施期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日 対象校：285校（中学校、義務教育学校(後期課程)、高校) 対応結果：発見した書き込み等の件数193件（3月末まで） ※リスク高・中のみ
R 4	実施期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日 対象校：285校（中学校、義務教育学校(後期課程)、高校) 対応結果：発見した書き込み等の件数170件（11月末まで） ※リスク高・中のみ

4 いじめの防止等に向けた体制づくり

(1) 研修等

- 学校、市町村教育委員会、各地区教育事務所におけるいじめの防止等に関する研修等
- 県教育委員会における研修等
 - ・ 各教育事務所・各市町村教委指導主事会議（年2回）
 - ・ 地区別高等学校等生徒指導連絡協議会（年2回）
 - ・ 管理職等研修会（いじめ問題）

R 3	日 時：校長研修会 令和3年6月7日（月）午前9時30分～正午 教頭研修会 令和3年10月8日（金）午前10時～午前11時40分 講演者：NPO法人ジェントルハートプロジェクト 小森美登里氏 参加者：139人（校長61人，教頭78人）
R 4	日 時：令和4年11月4日（金）午後2時～午後3時40分 講演者：一般社団法人ここから未来 理事 篠原 宏明 氏 参加者：123人（校長15人，教頭66人，生徒指導主任等42人）

- ・ 県総合教育センター
 - R 3 「生徒指導実践力・チーム向上プログラム」（10講座）
 - R 4 「子供の明日を拓く生徒指導チーム体制構築プログラム」（13講座）

(2) 体制

○ スクールカウンセラー等の活用（H7年度～）

・ スクールカウンセラー等の配置

いじめや不登校など、悩みを抱える児童生徒やその保護者に対する教育相談及び教職員への助言等を行うため、児童生徒への心理的な支援に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを学校に派遣する。

全公立小中学校、義務教育学校、特別支援学校に派遣し、緊急派遣については県立高校も対象とする。

R 3	スクールカウンセラー87人（R2年度から+16人）
R 4	スクールカウンセラー97人（R3年度から+10人）

・ スクールカウンセラースーパーバイザーの設置 <R3年度～>

スクールカウンセラーの資質向上、緊急・困難事案への対応、教職員の資質向上等による生徒指導体制の機能強化及び教職員相談体制の充実を図る。

○ 高等学校への臨床心理士等相談員派遣

臨床心理士等を全ての高等学校に派遣し、生徒指導上の問題に対応するための教育相談体制の充実を図る。

R 3	派遣対象校：全県立高校 61校（1回3時間、年12回程度） 相談員数：36人
R 4	派遣対象校：全県立高校 61校（1回3時間、年12回程度） 相談員数：35人

※ 緊急派遣についてはSC配置事業で対応する。

○ スクールソーシャルワーカーの活用（H23年度～）

福祉等関係機関との連携を通じた児童生徒の生活環境等への働きかけにより、児童生徒の課題解決を図るため、福祉等の専門的な知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置する。

R 3	配置状況： 県 広域スクールソーシャルワーカー3人 市町村 スクールソーシャルワーカー83人（41市町村） 委託町：中種子町、南種子町 ※ R3で委託終了
R 4	配置状況： 県 広域スクールソーシャルワーカー3人 市町村 スクールソーシャルワーカー90人（41市町村）

○ スクールサポーターとの連携

学校と警察の「橋渡し役」として、県警が配置するスクールサポーター（警察OB等）が学校を訪問し、児童生徒の非行防止・安全確保等に関する助言等を行う。

R 3	スクールサポーター 12人
R 4	スクールサポーター 12人

5 関係機関との連携・有識者会議

○ いじめ問題対策連絡協議会（年2回）

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、いじめ防止対策推進法第14条第1項に定める「いじめ問題対策連絡協議会」を設置。

- ・ 委員（学校，教育委員会，児童相談所，地方法務局，県警，フリースクールなどの関係機関及び関係団体），いじめ防止等対策委員会委員



いじめ防止支援体制一覧を配布
対策連絡協議会が7日、鹿児島県市庁舎で開いた。PTA関係や警察など15団体から委員17人が出席。いじめ防止への連携の

鹿児島県いじめ問題対策連絡協議会が7日、鹿児島市の県庁舎で開いた。PTA関係や警察など15団体から委員17人が出席。いじめ防止への連携の

在り方について意見交換した。県教育委員会は、学校現場でいじめや問題行動が発生した際に役立つサポート体制一覧を各学校へ配布した。委員からは「民間団体の相談窓口も増えていることを教員に周知してほしい」「いじめ体験は精神面で長く影響する。早期に対応することが重要」との意見があった。また対応する教員やスクールソーシャルワーカーが、いじめ問題を一人で抱え込みがち、との指摘もあった。

有倉巳幸会長は「一覧図をもとに地域の支援ネットワークを把握し、（いじめ問題防止に）役立ててほしい」と話した。

（小手川美子）

南日本新聞 R4. 7. 8

6 不登校対策関連事業等

- (1) スクールカウンセラー等の活用（再掲）
- (2) スクールソーシャルワーカーの活用（再掲）

(3) 教育支援センター（適応指導教室）の設置

不登校児童生徒等に対する学習指導や教育相談等を行うために、市町村教育委員会が、学校以外の場所において、支援の場を設置。

※ R4 設置数：24 市町，34 施設

（利用児童生徒：小学校 58 人，中学校 328 人 計 386 人）

(4) 教育支援センター指導力向上研修会の実施 <R3～>

不登校児童生徒が通う各市町村教育支援センター（適応指導教室）の指導員及び支援員等の資質向上を図るとともに、情報交換や事例研究，協議を通して互いに学び合う機会とする。

※ R4：8月26日実施

(5) 「魅力ある学校づくり」調査研究事業

新たな不登校児童生徒を生み出さない未然防止の取組，不登校の兆しが見えた児童生徒を対象とした初期対応について，指定した学校において不登校対策に関する研究実践を行い，その成果を県内に還元する。

R 3	国立教育政策研究所 委託事業：中学校区 1（国分南中） 県指定校：中学校 2 校（中種子中，川内北中）
R 4	国立教育政策研究所 委託事業：中学校区 1（川内北中） 県指定校：中学校 1 校，小学校 1 校（川内北中，照島小）

(6) 「子供の明日を拓く生徒指導チーム体制構築プログラム」

いじめや不登校等，生徒指導上の諸課題への対応に係る教職員の資質向上や学校・家庭・専門家・関係機関が一体となった「チーム学校」の体勢構築を図る。

(R 2 : 10 講座，受講者数 498 人) オンライン含む

(R 3 : 10 講座，受講者数 450 人) オンライン含む

(R 4 : 13 講座，組替新規 1300 人予定) オンライン含む

(7) 不登校児童生徒支援活動

不登校及び不登校傾向のある小・中・高校生が自然体験活動や，グループでのレクリエーション活動などを通して，野外活動の楽しさや人との触れ合いの大切さを知ってもらうことを目的とする。

- ・ 国立大隅青少年自然の家（年 5 回）
- ・ 県立青少年研修センター（毎週水曜日）
- ・ 県立南薩少年自然の家（年 2 回）

7 暴力行為等の問題行動への対応

(1) 生徒指導アドバイザーの派遣（H30 年度～）

いじめ，不登校など児童生徒を取り巻く様々な状況に適切に対応するため，学校に生徒指導アドバイザーを派遣し，教職員及び P T A の研修や生徒指導體制などに関する助言等を行うとともに，必要に応じて児童生徒，保護者の教育相談を行う。

R 3	派遣校：小・中学校，義務教育学校 34 校，特別支援学校 7 校 計 41 校
R 4 (予定)	派遣校：小・中学校，義務教育学校 26 校，特別支援学校 8 校 計 34 校

(2) 警察等の関係機関との連携

- ・ 鹿児島県青少年対策本部幹事会議
- ・ 鹿児島県青少年問題協議会
- ・ 公安委員と教育委員との意見交換会
- ・ 鹿児島県再犯防止推進会議
- ・ 少年関係機関との連絡協議会

8 自殺予防

(1) SOS の出し方に関する教育（R 元年度～）

SOS の出し方に関する教育については，政府の自殺総合対策大綱に位置づけられるとともに，文部科学省から，各学校や地域の実情を踏まえつつ，各教科等の授業の一環として，少なくとも年 1 回実施するなど積極的に推進していくことが求められている。

担任と社会福祉の専門家である保健師，社会福祉士，スクールカウンセラー等が共に授業を実施することで，児童生徒が悩みを抱えたとき，誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を教えるとともに，教職員，保護者等向けの

「SOSの受け止め方」についても啓発する。

R 3	対 象：全小学校6年生，全中学校1～3年生 モデル授業校：小学校3校，中学校5校 計8校 実施形態：講師派遣（担任と講師による授業実施）
R 4	対 象：全小学校6年生（原則），全中学校1～3年生 モデル授業校：小学校3校，中学校5校 計8校 実施形態：講師派遣（担任と講師による授業実施）

(2) 教育相談担当者等研修会 <R3年度～>

（厚生労働省ゲートキーパー養成研修を兼ねる。）

学校における教育相談体制の充実と教育相談担当者としての資質向上を図るとともに、ゲートキーパーとしての教職員の役割を周知し、児童生徒の自殺予防教育の普及について啓発する。

R 3	会場等：県内8地区11か所で実施。 対 象：全公立小中学校，特別支援学校の教育相談担当者等。 内 容：学校における教育相談体制の充実，自殺予防教育の推進・啓発，緊急事案発生時の対応等
R 4	会場等：県内8地区10か所で実施。 対 象：全公立小中学校，特別支援学校の教育相談担当者等。 内 容：学校における教育相談体制の充実，自殺予防教育の推進・啓発，自殺予防教育に関する研究協議等

(3) 令和4年度「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」（文部科学省主催）

文部科学省主催の児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会を、九州・沖縄ブロックとして本県で開催した。（対象：指導主事等，県立学校，国立学校，私立学校）

- ・ 参集による出席：県内88人，県外37人 計125人
- ・ リモートによる出席：県内62人，県外38人 計100人